

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成27年6月1日(月) 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名	秋野 裕子 ((公財)地方経済総合研究所 主任研究員) 上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授) 柿本 竜治 (熊本大学 大学院自然科学研究科 教授) 川内 恵理 (社会保険労務士法人ブレインスター 社会保険労務士) 渡辺 千賀恵 (東海大学 非常勤講師)	
審議対象期間	平成27年1月1日 ~ 平成27年3月31日	
抽出案件	総件数 7件	(備考)
一般競争入札	件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	4件	
随意契約	1件	
談合情報	なし	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○熊本県入札監視委員会運営要領によると、「委員会は公開・非公開を決定するものとする」とある。</p> <p>平成25年度から審議の一部を公開している。今回も議事の公開・非公開について、事務局から提案があっている。</p> <p>「議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち総合評価判定に係る審議及び「議事（4）委員間の意見交換」を非公開とすることについて。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○「議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち、総合評価判定に係る審議、「議事（4）委員間の意見交換」については非公開とする。</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○入札監視委員会は第三者の目で入札契約事務を監視し審議していただく場である。県民の方々の信頼に応えていき、広く県民の方々に知っていただくために、平成25年度から不開示情報等に抵触しない範囲で、審議を公開している。</p> <p>委員会で行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「<u>議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</u>」のうち、総合評価判定に使用している総合評価判定シートについて、熊本県情報公開条例第7条第1項第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考え、不開示情報と判断している。このため、総合評価判定に係る審議については非公開と考えている。</p> <p>次に、「議事（4）委員間の意見交換」について、委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>ただし、公開しても審議に差し障りがなければ公開することも考えられる。</p> <p>（事務局） （報告1～5） ○別添資料1～5を報告。</p>

意見・質問	回答
<p>【年度別熊本県発注工事入札結果の推移（資料1）】 ○特になし</p> <p>【平成26年度の入札不調等の発生状況について（資料2）】 ○特になし</p> <p>【資料1及び資料2の補足資料】 ○特になし</p> <p>【入札制度改正について（資料3）】 （1）適正な予定価格の設定（端数処理の廃止）について ○これまでどの程度の端数を端数処理としていたのか。 ○国（総務省及び国土交通省）からの通知による改正ということだが、県の全ての機関において適用するのか。農林水産省等からの通知はないか。</p> <p>（2）建設工事等に係る予定価格の積算内訳の公表について ○公表の方法で、県庁新館情報プラザ等となっているが、県庁以外でも公表するのか。 ○年間約2千件の入札について公表するのは大変な作業で紙ベースによる公表は適当だと思うが、これも入札契約事務手続きの透明性確保のためか。 ○県の積算価格を業者側が分析を行い、積算能力は向上し更に入札額と予定価格が近づくのではないか。今後は会社間の競争が激しくなると予想される。（コメント）</p>	<p>○内部の取扱いにより端数処理をしていた。</p> <p>○県の全ての機関における建設工事等の予定価格設定において適用する。（平成26年6月に改正入札契約適正法において、予定価格の適正な設定を求められ、また、改正公共工事品質確保において、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の設定が発注者の責務として位置づけられた。）総務省及び国土交通省以外からの通知はない。</p> <p>○本庁分は県庁情報プラザにおいて、出先機関においては各地域振興局等の契約担当課において公表する。</p> <p>○そのとおり</p> <p>（事務局記録）</p>

意見・質問	回答
<p>【入札契約方式別発注工事一覧(資料4)】 ○落札率100%の入札が2件あるが、入札の概要、100%の要因は何か。</p> <p>【指名停止の運用状況(資料5)】 ○特になし</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 抽出結果報告</p> <p>【審議対象工事の抽出について(資料6)】 ○平成27年1月から3月までの対象期間に行われた入札において、落札率が比較的良かった工事4件、落札率が100%だった工事2件、契約金額が比較的高かった工事1件、1回目の入札で不調になった入札3件(重複あり)の計実入札件数7件を抽出した。</p> <p>抽出事案審議 競争参加資格の設定及び評価に関する基準等に係る審議</p> <p>(1) 合串漁港単県漁港漁場施設補修工事 ○特になし</p> <p>(2) 熊本県民総合運動公園単県都市公園(メイン駐車場防護柵)工事 ○特になし</p> <p>(3) 木部川単県河川海岸維持管理工事 ○指名業者数が10者ではなく15者となっているのはなぜか。</p> <p>○入札における「辞退」と「棄権」の違いは何か。また、「辞退」と「棄権」で取扱いの違いに差はあるのか。</p> <p>○辞退や棄権をしてもペナルティーはないということだが、指名回数にはカウントされるか。</p> <p>○1回目の入札で15者中14者辞退し1者入札のため入札取止め、2回目の入札では15者中13者と2回目も辞退が多いが、その要因は何か。</p>	<p>○今回2件とも審議案件のため資料7において説明する。</p> <p>○受注機会拡大のため</p> <p>○「辞退」とは、開札までに応札者からの辞退意思表示の申出があること、「棄権」とは開札までに何の意思表示もなく応札がないこと。どちらにもペナルティーはない。</p> <p>○カウントされる。</p> <p>○工事施行時期が年度末の1月～3月であり元請及び下請を含め他の受注件数が多かったため辞退が多かったと考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>○発注時期は他の受注も多い1月から3月に施行する必要はあるか。</p> <p>○業務内容、利益、施工時期等から多くの業者に落札意思がなかったと思われる。(コメント)</p> <p>(4) 球磨川上流流域下水道維持管理(管路補修)工事</p> <p>○落札者の落札率99.7%、他の応札業者との入札金額の差が殆どない。業者側が積算しやすいのか。</p> <p>○県側から業者を指名したときには、業者側には文書又は電話等で通知するのか。</p> <p>○業者側の落札意思の有無に関係なく県側から一方的に指名通知を行い、辞退又は棄権しても指名回数にカウントされてしまうこと等指名競争入札のやり方に課題がある。(コメント)</p> <p>(5) 上津浦ダム単県ダム改良(通船ゲート修繕)工事</p> <p>○2回目の入札で指名業者は変わったのか。</p> <p>(6) 八代港物流拠点機能向上(コンテナクレーン製作据付)工事</p> <p>○特になし</p> <p>(7) 国道266号(天草瀬戸大橋)防安交付金(主桁部)橋梁補修工事</p> <p>○特になし</p> <p>4 委員間の意見交換</p> <p>【「意見書」取りまとめスケジュール(案)(資料8)】</p>	<p>○河川工事は、台風後から翌年の梅雨前までに履行する必要があり第3～第4四半期とならざるをえない。</p> <p>○本業務は特殊な業務であり、標準的な積算例はなく積算自体は難しい。</p> <p>○電子入札システム上で通知を行い、業者側はメールで通知を受信する。県側は業者がメールを開封したか否かは確認できる。</p> <p>(事務局記録)</p> <p>○2回の入札を行って落札者が決定せず、ダム機能に障害が生じる恐れから緊急に工事を行う必要があり単独随意契約とした。このため落札率100%となったと考える。他の入札と異なり競争した結果、落札率100%となったものではない。</p> <p>○1回目の応札者1者以外指名業者を変更した。</p> <p>○事務局から資料8を説明。</p>